

以下のきまりは、皆さんが安心して中学校生活していくための基本的なものです。本校のきまりは、他校に比べて厳しいものではありません。それは、皆さんの先輩が努力して獲得した結果なのです。

本校には、生活のきまりの他に「光二中五箇条」があります。これは、先生方が示したのではなく、生徒会を中心に皆さんの先輩が、より落ち着いた学校にするために決めました。先輩がこの「光二中五箇条」の下に努力して、今日のような落ち着いた学校になりました。先生方も皆さんの先輩のようすを見て厳しいきまりの必要性を感じなくなり、下に書かれたきまりになっています。皆さんにも、きまりだけでなく「光二中五箇条」を守り、よりよい学校生活を送って下さい。

光が丘二中の生活について

令和2年4月1日版

1. 服装について

①標準服は標準的な着用をする。

〈男子〉・ネクタイ・ベルトを着用する。(網状のベルトは禁止)

- ・異形ズボン・ブレザーは着用しない。
- ・ズボンを下げたり、シャツを出したりはしない。

〈女子〉・異形スカート・ブレザーは着用しない。

- ・スカート丈はひざがかくれる程度とする。
- ・スカートを支えるためのベルトの着用は禁止とする。

*登下校時は、ジャージ登校の日をのぞき、標準服を着用する。

(やむを得ない事情がある場合は、担任の先生に申し出て許可をもらう。)

*冬服の期間、登下校時や教室移動、朝礼や集会時は、必ずブレザーを着用する。

*ブレザーには校章をつける。

注意) 気温差があるとき、作業時、トイレに行くとき、昼休みの運動時には、上着を脱いでもかまわない。

②衣替え(5/20, 10/10)の前後

- ・2週間程度は、ブレザーの着脱で寒暖の調整をしてもよい。
- ・セーターの着用は可。カーディガンは不可とする。
- 色は黒か、紺としその他の色は不可とする。(セーターは、ブレザーを補うものです。)

*セーター等は華美でなく、標準服にふさわしいもので、上着の袖や裾から出ないVネックのセーターと、Vネックのベストのみとする。ワンポイント不可。

*セーターは、あくまで防寒着として考え、移行期間でもブレザーが優先される。

*セーターを着用するときは、そでや裾が、ブレザーからだらしなく出ないようにする。

*校内では、上着着用が原則。(昼休みの運動時とトイレへ行く場合を除き、教室から出る時も上着は、着用します。セーターでの活動はこのとき以外はありません。)

*女子のベストは、標準服以外のものは着用しない。(セーター内にベストを着用する事を忘れないように！)

③ソックス

- ・ソックスの色は、黒、紺、白を基調とする。ワンポイント可。
- 「くるぶしソックス」は着用しない。(保健体育の授業も含む)

・入学式、卒業式のとき、女子は黒色または紺色のハイソックスを着用すること。

④シャツは、白無地のワイシャツを着用し、夏は半袖でもよい。

(夏服の時は、開襟シャツ・ポロシャツでもよい。)

*夏服時、校章は付けなくてもよい。ただし、ネクタイ・リボンはしない。

*夏服時、女子のベストは、着用する。

*ポロシャツの着方は、ワイシャツの着方に準ずる。(シャツは出さない)

*ポロシャツは白無地とする。(ワンポイントは不可)

⑤シャツ、ブラウスの下に着る下着は透けて見えるので、白地のみ柄物は不可とする。

⑥再登校するときも標準服を着用する。(ジャージでもよい。特に1年生は注意。)

⑦気候に応じて、コート、マフラー、手袋をしてもよい。

・ただし、校舎内では着用しない。(コートの色については、黒か紺とする。)

また、ジャンパーやベンチコートは禁止とする。)

*コート、マフラー、手袋等は教室内では脱ぐこと。

⑧ブレザーやジャージの下にフード付きのトレーナーを着用することは、禁止とする。

(部活の際にも着用しない。)

*体育館活動の際の服装は、適宜指示する。

⑨入学式・卒業式の際は、女子は紺または黒のハイソックスを着用する。

2. 頭髪について

・常に衛生的で清潔感を保つこと。

・肩にかかるような長い髪は、黒のゴムで結ぶか、黒の細いピンでとめることが望ましい。女子が髪をゆわく際には、装飾的な編み込みは不可とする。

①パーマ、カール、特異な髪型、脱色、染色、整髪料及びワックスの使用は禁止とする。

②装飾的なものは使用しない。

*カチューシャ、ヘアバンド、バレッタ、飾り付きヘアピン、シュシュ、飾り付きゴムなどは、装飾的なものなので禁止。

*男子の長髪やソフトモヒカン・ツーブロック等は「ふさわしくない髪型」として指導する。

3. 革化について

①通学靴は、標準服にあったものとする。体育活動のない日は革靴などでもよいが、体育活動がある日は必ず、体育活動ができる靴を用意する。

*安全面から、サンダルや下駄などは認めない。

*盗難防止のため、あまり高価な靴は履いてこないようにする。

②室内履きは指定されたものとする。 *落書きをしたりしない。

③かかとをつぶしたり、落書きをしない。 *ひももきちんと締めて履くこと。

4. 所持品について

①カバンは学校生活にふさわしいものとする。キーホルダーは禁止。

*紙袋やビニール袋などはふさわしくない。

*部活動時の置き場所は指定の場所とし、盗難や通行妨害にならないよう気を付ける。

②時計、金銭、貴重品は原則として持参しない。

*部活の集金などでやむをえず、お金を持ってくるときは、朝学活前に、担当の先生に渡すか、朝学活の時、担任の先生に預ける。

*自宅のカギ・定期券等は盗難に遭わないよう身につけておく。

③教科書を含めた私物は与えられたロッカー内に自己責任で保管してよい。

④所持品には、必ず記名する。(特に傘)

⑤学習活動に関係のないものは持ってこない。

*携帯電話やスマートフォン等、CD、マンガ、雑誌、うちわ、お菓子等は学校に関係のないものとする。(のど飴なども同様)

*危険なものや携帯電話等の持参を発見した際には、預かり、後日、保護者に返却する。

*電子辞書については、学習活動に関わるものと見なすが、盗難や使い方については、十分に注意すること。

*化粧品類やオーデコロン、制汗剤、制汗シート等を持ち込まない。

5. 装飾品について

①ピアス、ネックレス、ブレスレット等、装飾品の着用は禁止とする。

*指輪、ミサンガ、イオンリング等も同様。

6. 登下校について

- ① 自転車通学は禁止する。
* 再登校する際も同じ。
- ② 8時30分までに校門に入り、いったん登校したら外出しない。
* やむを得ず外出しなければならない場合は、必ず担任の先生の許可を得ること。
- ③ 通学路はいつも決まったところ(生徒個人カードに記載)を通り、保護者に連絡しておく。
* あわてて転倒や交通事故にあわないように、ゆとりを持って登校する。
* 登下校時の寄り道、買い物、買い食いはしない。
* 自分の傘には記名をし(特に)、昇降口の所定の場所に置く。**傘立てに「置き傘」はしない。**

7. 届け出について

- ① 住所・緊急連絡先などの変更があった場合は、速やかに担任の先生に届け出る。
- ② 欠席、遅刻などは、保護者が事前に学校に電話連絡する。
(8:20~8:30は職員打ち合わせのため、なるべく避ける。)
- ③ 服装など、規定以外のものを着用するときは、担任の先生に届け出る。
- ④ その他、事情のあるときは、学校に電話連絡する。

8. 時間について

- ① 8時30分までに登校し、自分の席に着席する。また、先生からの指示以外で8:00以前には登校しない。35分に自席に着席していない場合は遅刻となる。
朝礼等の場合は、8時25分までに登校し、8時30分までに廊下整列後、体育館へ移動する。遅刻者で間に合わなかった生徒は指定された場所(例=朝礼なら**体育館後ろ**)に着席して静かに待つ。
- ② 下校時刻は3時55分とする。
* 職員会議等があるときは、終学活、清掃終了後、すぐに下校する。
(会議日の部活動の時間については、学校で指定します。)
* 下校時刻後、無断で校舎内に残らない。
* 部活後は、特に速やかに下校する。

9. 授業について

- ① 始業3分前チャイム着席を実施し、授業の準備をする。(特別教室へは、5分前に移動開始)
- ② 実技教科等の授業では、教室移動や更衣を休み時間内にし、**授業に遅れない**。
- ③ 教科係は、持ち物や活動場所について、前日の昼休みまでに、連絡黒板を使い、クラスに連絡する。
- ④ 保健体育の見学等の連絡は、生徒手帳を用い、保護者印を押して、保健体育科の先生に見せる。

10. 休み時間の過ごし方

- ① 他の教室や空き教室には入らない。
- ② 教室、廊下、階段では、走ったり、ふざけたり、暴れたりなど、迷惑のかかることはしない。
- ③ 昼休みは、校庭で遊んでもよいが、予鈴が鳴る前に遊びをやめ、教室に戻る。

- * 貸し出し用のボールやディスクは、学級委員から借りる。
- * シャツが出てしまったりしたら、教室に戻る際、きちんとして戻る。
- * **ボール・ディスクの紛失や、ガラス等の破損が生じた場合はすぐに申し出る。**

11. 職員室の入室について

- ① 入室や退室の時はきちんと挨拶して「**立場**」「**名前**」「**用件**」をはっきり伝える。
- ② 用事のある生徒だけが入室し、カバン・荷物は廊下に置き、コート・マフラーは脱ぐ。
- ③ 先生の指示で、机上のものやカギなどを持って行く場合は、近くにいる先生にその旨を伝え、許可をもらう。
- ④ 次の期間中は、職員室には入室できない。
 - ・ 朝の打ち合わせ中(8:20~8:30)
 - ・ 中間、期末試験一週間前。
 - ・ その他指定された期間

1 2 . 公共物について

- ①公共物は大切に、丁寧に扱い、いたずら書きなどをしない。
- ②ドアを蹴ったり、足で開けたりしない。
- ③破損した場合、破損を見つけた場合には、すぐに先生に知らせる。
- ④破損をした場合には、きちんと片付け、修理をするし、破損届けを提出し、原則として現状復帰とする。

1 3 . 火災報知器

- ①そばでふざけたり、触ったりしない。もし、誤って押してしまったときは、すぐに職員室に申し出る。
- ②火災報知器が鳴ったときには、あわてず、騒がず、放送の指示に従う。

1 4 . 給食について

- ①12時45分のチャイムで全員が教室に入れるよう準備を進める。また、給食終了まで、教室を出ない。(トイレ、手洗いなどは、それ以前に済ませておく。)
- ②給食時以外の飲食、教室以外の場所での飲食は認めない。
(今年度から牛乳パックを各自で解体する)

1 5 . その他

- ①室内履きを忘れたら、職員室で学年の先生に申し出、ノートに必要事項を記入しスリッパを借りる。下校時には必ず返却する。
- ②ネクタイ、リボンを忘れたら、職員室で学年の先生に申し出、ノートに必要事項を記入し、借りる。冬服の期間は、ネクタイ、リボンを着けないで過ごすことはしない。下校時には必ず返却する。
- ③生徒同士のトラブル・不審者の侵入など異常があった場合は、すぐに職員室に報告する。
- ④多目的スペースや廊下で、暴れたり、騒いだりしない。ボールの使用は禁止。
- ⑤下校後は、自転車や私服で学校の敷地内に立ち至入ったり、通用門付近でたまらない。
- ⑥生命に関わるような危険な行為、いじめ・暴力につながる暴言は絶対にしない。

<保健室利用について>

- ★ 保健室はからだの具合が悪くなった人や、けがをした人が一時的に処置を受けるところです。以下の事に注意して保健室を利用しましょう。
- 1 保健室では静かにし、その入退出の時は、礼儀正しくしましょう。
 - 2 原則として、保健委員の付き添いのもと、休み時間に利用してください。万が一、授業中に具合が悪くなったら、教科担当の先生に申し出てその指示に従います。体育の授業等の授業中にけがをした場合には必ず教科担任の先生に報告してから保健室に来てください。
 - 3 けがの場合は応急処置のみ行い、継続処置はしません。受診が必要な場合は、保護者と連絡をとり医療機関へ搬送します。その後の対応は医師の指示のもと家庭で行ってください。学校でけがをし、帰宅後病院へ行った場合は、翌日必ず保健室に連絡してください。
 - 4 症状によって処置を受けます。保健室での休養は、休養後教室に戻れそうな場合に原則として1時間までです。症状が良くならない時は、早退して家庭で静養してください。
※1校時・6校時(5校時)の休養は原則としてできません。
 - 5 保健室には内服薬(飲み薬)はありません。投薬が必要な時は、病院で自分の症状に合う薬を処方してもらう事をおすすめします。
 - 6 養護教諭が不在の時は、担任又は学年の教諭に申し出て処置を受けてください。生徒だけでの入室はできません。